

助成についてのQ&A

どんなことが対象になる？

- Q1. 地域住民や関係者に生活・福祉課題の動向を情報提供します。広報紙の発行などは対象になりますか？
A1. 広報費として対象となります。
- Q2. 少人数でのミニ福祉講演会を計画しています。講師謝礼等、運営費は対象になりますか？
A2. 講師謝礼等、運営費は対象となります。
- Q3. 地域住民が活動に参加(ふれあい・交流)する機会をつくります。(清掃活動、子どもと高齢者や障がい者の交流等)運営費は対象になりますか？
A3. 活動に伴う運営費は、対象となります。
- Q4. 地域住民や関係者の福祉活動への参加を働きかけます。運営費用は対象になりますか？
A4. 福祉活動のための運営費は、対象となります。
- Q5. 地域住民が抱える生活・福祉課題を発見するとともに、検討・整理し、福祉課題を明らかにするための活動費用(住民座談会、環境調査、避難場所、社会資源、福祉マップの作成など)は、対象になりますか？
A5. 福祉課題の活動費として、対象となります。
- Q6. 支援が必要な人たちに対して、支援をしたいのですが(見守り活動、買い物支援など)運営費用は、対象になりますか？
A6. 見守り活動等の支援費として、対象となります。

※国や地方自治体からの補助金、委託金や民間の助成金等を受ける場合は対象となりません。

どんなことが対象にならない？

- Q1. 地域の広場をボランティアで草刈りをします。草刈り機の購入を助成申請できますか？
A1. 草刈り機の購入は、対象となりません。
- Q2. 高齢者の福祉施設でボランティア活動を行うのですが、そのための活動費の助成申請はできますか？
A2. 福祉施設での活動は、対象となりません。
- Q3. ボランティアグループ活動で移動用の車を買います。購入費の一部を助成申請はできますか？
A3. 車の購入は、対象となりません。
- Q4. 地域で夏祭りをします。ポップコーンを作る機械を購入します。購入費の一部を助成申請はできますか？
A4. 機械の購入は、対象となりません。